

「新潟市史」等書籍販売委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、「新潟市史」等書籍販売事務を、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、下記の者に委託しましたので同施行令第158条第2項の規定により告示します。

令和6年4月17日

新潟市長 中原 八一

記

徴収事務を行う施設の名称及び位置（実施場所）		徴収事務受託者
名 称	位 置	
新潟市歴史博物館	新潟市中央区柳島町2丁目10番地	新潟市中央区西堀前通六番町894番地1 公益財団法人新潟市芸術文化振興財団 理事長 徳永健一